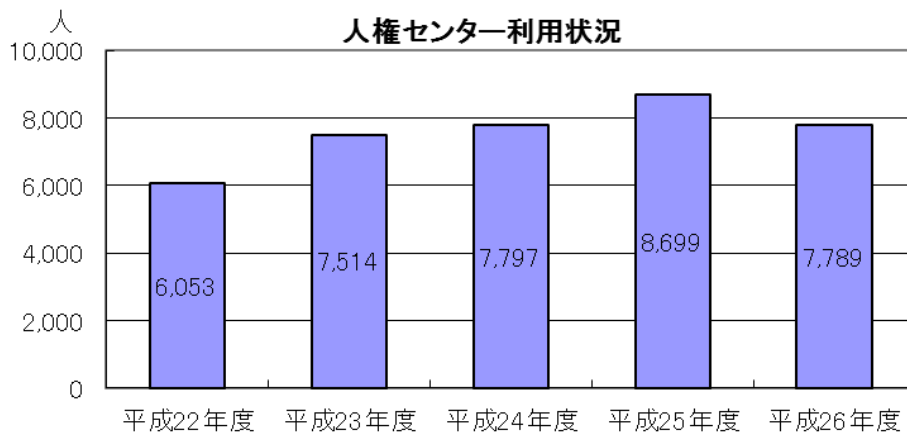


## 2. 人 権

### ①人権の尊重

#### ■人権センターの利用状況

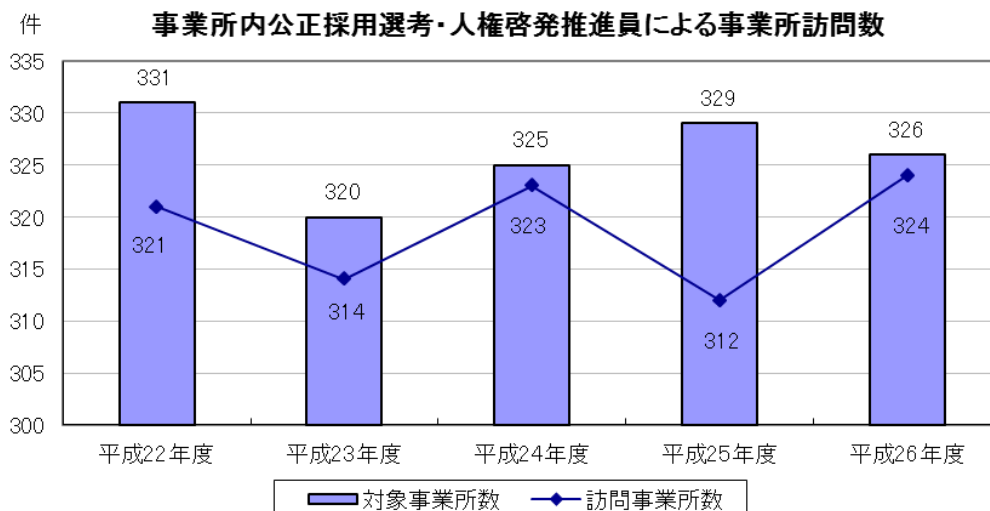
- ・草津市立人権センターでは、人権セミナーや同和問題市民連続講座などの人権啓発・教育事業を行うとともに、人権に関する研修会、学習会、会議等の無料貸館(人権に関すること以外は有料貸館)をしています。また、人権に関する図書・ビデオ・DVD・啓発パネルの無料貸し出しや人権相談員・弁護士による人権相談も行っています。



資料:人権センター

#### ■事業所内公正採用選考・人権啓発推進員による事業所訪問数

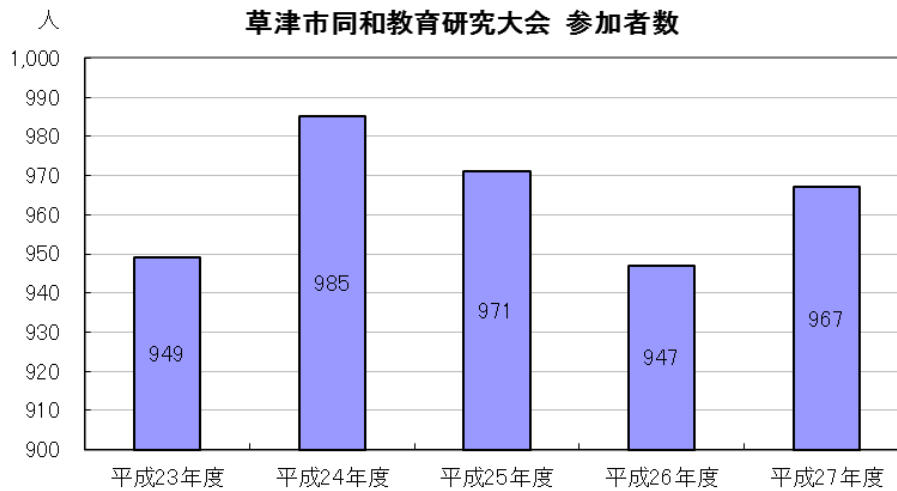
- ・草津市においては、企業内における人権・同和問題の解決を目指し、市職員による企業訪問や、企業啓発指導員による研修、相談、指導等の活動に取り組んでいます。



資料:商工観光労政課

■ 草津市同和教育研究大会

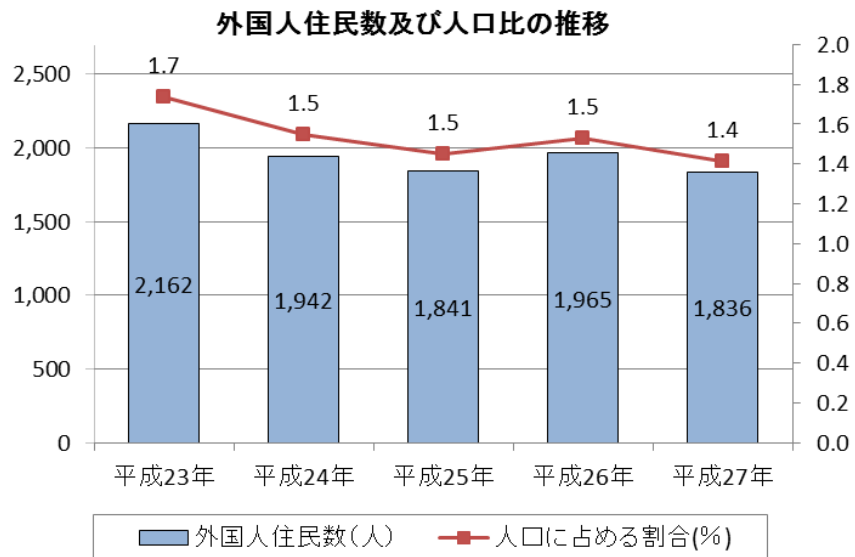
- ・ 教職員や市職員、市民等が広く参加して、同和問題解決の研究等を行う「草津市同和教育研究大会」を毎年1,000人規模で実施しています。



資料: 学校教育課

■ 外国人住民数及び人口比の推移

- ・ 外国人住民数は平成23年まで2,000人を超えておりましたが、平成27年には1,836人となっています。



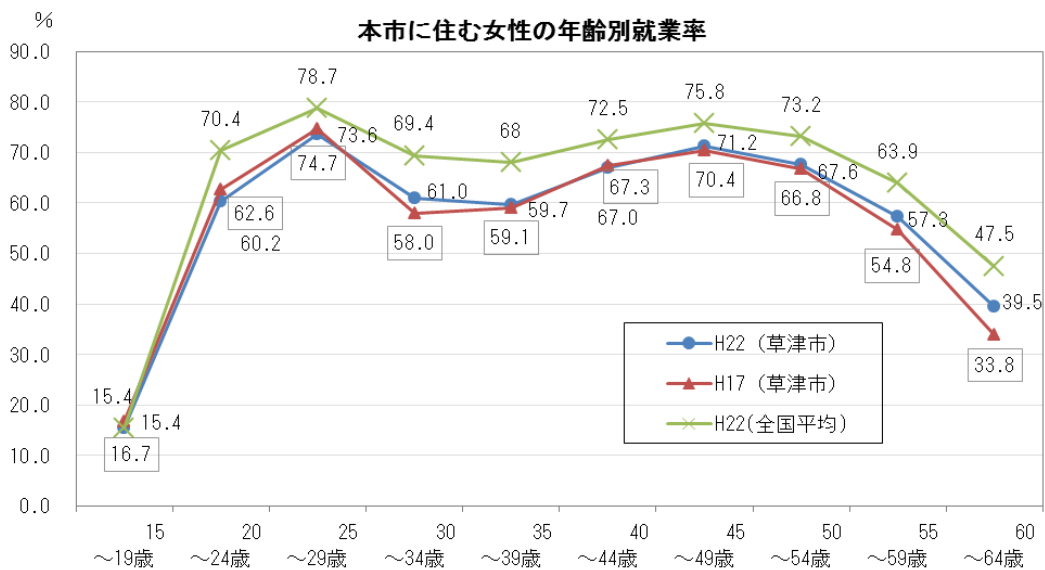
※各年10月1日現在  
資料: 市民課(統計書)

# 3. 男女共同参画

## ①男女共同参画社会の構築

### ■女性の就業状況について

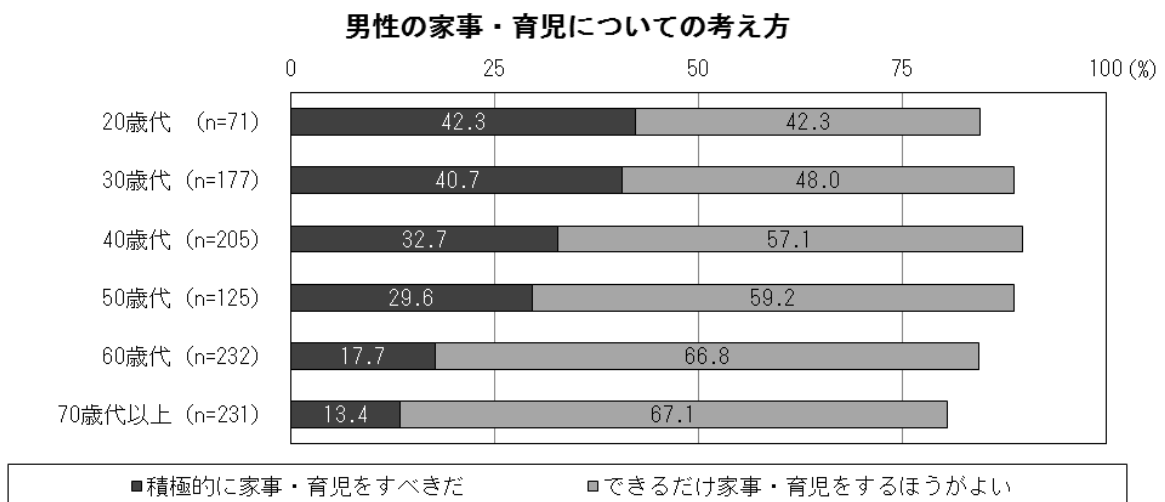
- 本市では、「草津市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めています。これらの取り組みや社会風潮の変化もあり、徐々にではありますが、男女共同参画に対する市民意識は高まり、家庭や職場、地域等の様々な分野で男女共同参画が進みつつあります。
- 本市の女性の就業率を見ると、年々30歳～34歳の女性の就業率が高まっていますが、全国平均よりも低いのが特徴です。



資料:平成17年、平成22年国勢調査

### ■男性の家事・育児に関する意識について

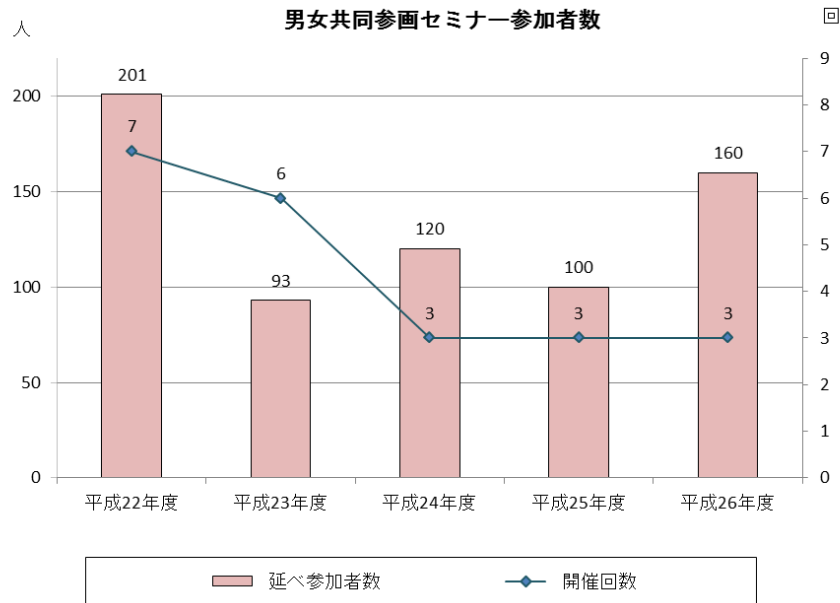
- 「男性が積極的に家事・育児をすべきだ」という思いは、若い世代ほど強く、20歳代、30歳代では40%を超えています。「男性自身の抵抗感をなくすこと」や、「夫婦や家族のコミュニケーションを増やすこと」が必要です。



資料:男女共同参画室

## ■男女共同参画セミナーの実施

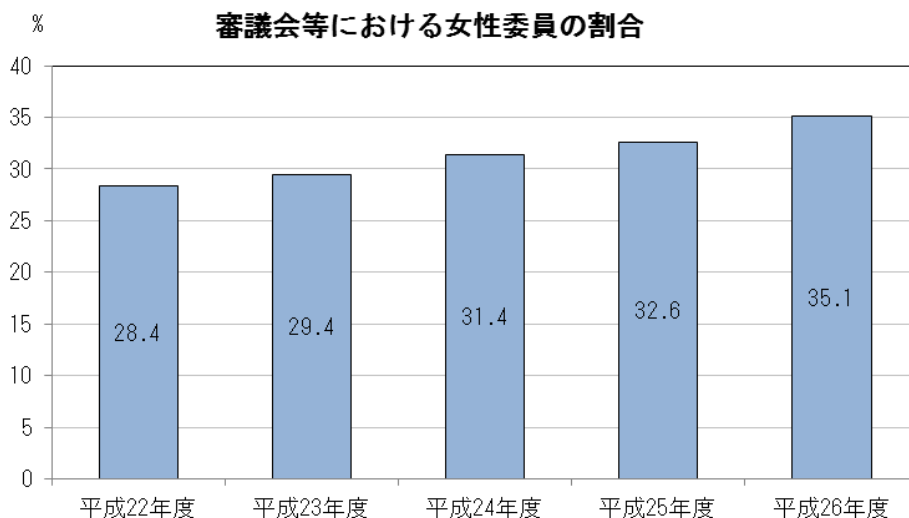
- 男女共同参画社会の実現をめざす意識啓発事業として、「男女共同参画セミナー」を実施しています。



資料：男女共同参画室

## ■審議会等における女性委員の割合

- 本市における審議会等への女性委員の参画状況は、平成26年度末現在、35.1%となっています。審議会の委員は充て職である場合が多く、今後、審議会の女性委員の割合を増加させていくためには、固定的な性別役割分担意識の解消はもちろんのこと、市、地域や事業所などにおいて女性の参画、登用を促進することが大切です。市では、審議会等への女性委員の割合を増やすため、改選時において、推薦団体からの女性の推薦依頼や、公募委員募集における女性の積極的採用などを図るとともに、子育て世代の女性の参画促進のため、託児支援を行っています。



資料：男女共同参画室

### 【その他の取組み等】

- ・平成 21 年 4 月に、男女が多様性を認め合う社会づくりをより強固なものにするため、「草津市男女共同参画推進条例」を施行しました。
- ・平成 22 年 3 月には、条例で定めた 8 つの基本理念にもとづき、めざす方向を「男女がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち草津」とした「第 3 次草津市男女共同参画推進計画」を策定しました。
- ・平成 27 年度より、女性の社会進出のための政策パッケージである「くさつ女性活躍応援事業」を実施し、女性の総合相談窓口の設置、女性の起業支援、ワーク・ライフ・バランスの啓発等に取り組んでいます。
- ・平成 28 年 3 月には、中間見直しによる「第 3 次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）」を策定し、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、「女性の活躍推進」について、後期 5 年間のポジティブ・アクションとして重点的に取り組むこととしています。